

京都市特別会計条例の一部を改正する条例（平成21年3月23日京都市条例第38号）（理財局財務部主計課）

国から交付される補助金を財源として本市が行う定額給付金の給付に係る事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、新たに定額給付金給付事業特別会計を設置することとしました。

この条例については平成21年3月23日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 21 年 3 月 23 日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 38 号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (302) 定額給付金給付事業特別会計 平成 20 年度の国の一般会計補正予算に基づき家計緊急支援対策費として国から交付される補助金を財源として本市が行う定額給付金の給付に係る事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理財局財務部主計課)